

在日カナダ商工会議所（CCCJ）は、カナダを含む146の指定された国から入国拒否対象地域指定以前に日本を出国した再入国許可保持者以外の再入国を原則禁止する新型コロナウイルス感染症に関する現在の入管法によって、日加の二国間の貿易と投資、ならびにそれぞれの市民の生活に悪影響が及ぶのではと強い懸念を抱いていることを、日本政府にお伝えしたいと思います。

CCCJは、新型コロナウイルスの感染が拡大し続けている国からの入国者による感染拡大を防止するための日本政府の取り組みを全面的に支持しています。しかし、在留資格を持つ入国拒否対象地域指定以前に日本を出国した再入国許可保持者以外の「永住者」「日本人の配偶者または子」「永住者の配偶者または子」「定住者」の再入国の禁止は、過度で持続不可能な措置ではないかと危惧しております。

永住資格または長期就労ビザで日本に居住する外国人、または日本人の近親者である外国人、ならびにその外国人近親者については、彼らによる地域社会への有償・無償の貴重な貢献が失われないようにするため、日本人と同じ条件で日本への再入国が許可されるべきかと存じます。革新的で持続可能な日本経済に必要な人材のグローバル化を実現するには、保育園、学校や大学、日本の多国籍企業、外国企業、新興企業における外国人の存在は欠かせません。日本への入国の際に、外国人居住者と非居住訪問者とを区別するのは難しくないと考えると、外国人居住者がその生活や生計を阻害されたり近親者から引き離されたりする状況につきましては承服いたしかねます。

CCCJは、入国拒否対象地域指定以前に日本を出国した再入国許可保持者の入国禁止の緩和の開始に関してはとても感謝しております。

CCCJとしては、どの国から到着するのか、いつ日本から出国したのか、その後どこに訪問したのか、急を要する訪問なのか急を要さない訪問なのかにかかわらず、永住資格または長期就労ビザで日本に居住する外国人、または日本人の近親者である外国人、ならびにその外国人近親者の日本への再入国についても、入国禁止の緩和を検討していただけるようお願い申し上げます（日本人帰国者と同様、PCRテスト、一定期間の強制隔離の対象となります）。

また、日本とカナダも締結している環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）のうち、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、シンガポールの6カ国のビジネス関係者について入国規制緩和を日本政府が検討している、とのメディア報道を拝見しました。日本とカナダはCPTPPの二大経済国であり、CPTPPの調印以来、日加の二国間の貿易と投資ならびに人々の移動が劇的に増大しています。この多国間協定における日加の指導的役割を考えると、CPTPPが促進してきた多国間ビジネスを効果的に維持するためにも、できる限り速やかに（できれば他のCPTPP諸国との出張再開と同時期に）両国間の出張を便宜上再開するための二国間協議を優先的に行うことを、両国政府に強く求めたいと思います。

上記につきましてぜひご検討いただけますと幸いです。日本とカナダの政府が優先順位に基づいて協議することで、それぞれの市民の健康の保護と二国間関係の促進の適正なバランスを図り、CPTPPでの貿易と投資の継続的な拡大を迅速かつ効果的に実現できることを確信しております。何卒お取り計らいいただけますようよろしくお願い申し上げます。